

『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』

取り扱い内規

本内規は、専修大学社会知性開発研究センター/ ソーシャル・ウェルビーイング研究センターが『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』の編集と刊行を行うために必要な事項を定めるものである。

1 . 目的

『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』（以下、「論集」という。）は、専修大学におけるソーシャル・ウェルビーイング研究に関する情報発信の場とし、学術の向上に寄与することを目的とする。

2 . 刊行

「論集」は、年 1 回（原則として 3 月）刊行する。

3 . 論集編集委員会の構成

論集編集委員会（以下、「編集委員会」という。）は、ソーシャル・ウェルビーイング研究センターから選出された委員により構成し、代表者はその互選により定める。

4 . 掲載内容

「論集」に掲載する内容およびその様式については、「論集の刊行および編集に関する規則」においてこれを定めるものとする。

5 . 投稿資格者

「論集」への投稿資格は、原則としてソーシャル・ウェルビーイング研究センターに所属する研究員、リサーチ・アシスタントおよびポスト・ドクターとする。ただし、これ以外の著者の論稿の掲載を認めることができるものとする。

6 . 編集

原則として二校の校正をもって刊行するものとする。その他、編集について必要な事項は、「論集の刊行および編集に関する規則」において、これを定めて執り行うものとする。

7 . 原稿執筆者の費用負担

「論集」に掲載された原稿に対する掲載料は、これを徴収しない。抜刷は、希望者には原稿1篇につき30 部までは無料とし、これを超える部数についてはその実費を執筆者が支払うものとする。